

傍 聴 要 領

県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者選定委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議を傍聴される方は、会議の開会時刻までに、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際には、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。